

第2節

廃棄物の適正な管理

1 廃棄物の発生と処理の状況

1-1 一般廃棄物（ごみ）の状況

平成13（2001）年度におけるごみの総排出量は786,340 tで1人当りに換算すると1,157 g/人・日となっています。処理の内訳は図1-2-1のとおりであり、焼却処理が全体の約70%を占め、埋立処理が全体の約12%を占めています。なお、ごみのリサイクル率は18.0%となっています。

ごみの総排出量及び1人1日当たりの排出量の推移は図1-2-2のとおりであり、ここ数年は漸減傾向にあります。

図1-2-1 ごみ処理内訳（平成13年度）

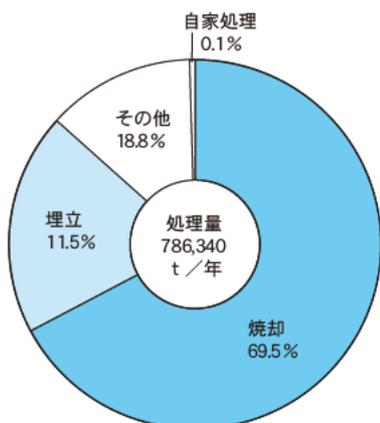
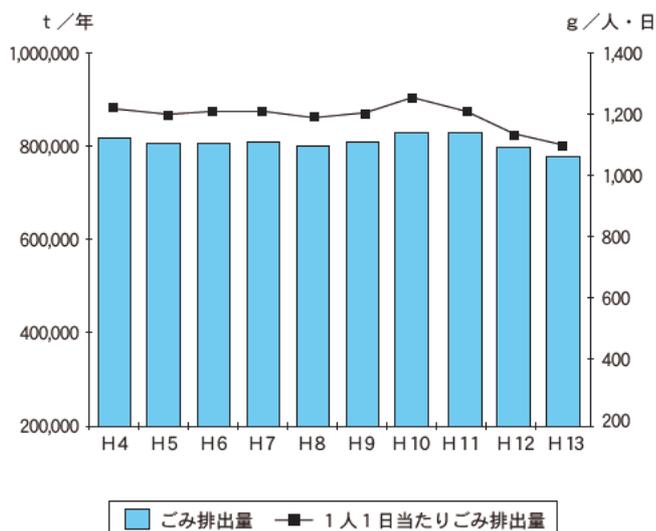


図1-2-2 ごみ排出量及び1人1日当たりごみ排出量の推移



1-2 一般廃棄物（し尿）の状況

平成13（2001）年度におけるくみ取りし尿（浄化槽汚泥を含む。以下同じ）の総量は745,530 kℓです。また処理の内訳は図1-2-3のとおりであり、し尿処理施設における処理が全体の約73%を占め、次いで海洋投棄が全体の約25%を占めています。くみ取りし尿の総量及び水洗化・非水洗化人口の推移は図1-2-4のとおりであり、くみ取りし尿の総量は減少傾向にあります。その一方で水洗化人口は増加していますが、水洗化人口割合76.8%は、全国水準（平成13（2003）年度全国平均：84.7%）に比べると低くなっています。

図1-2-3 くみ取りし尿処理内訳（平成13年度）

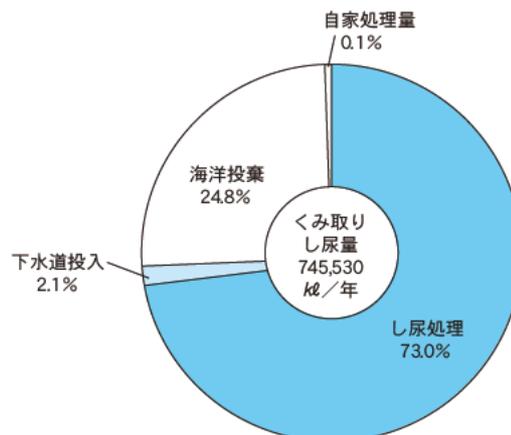
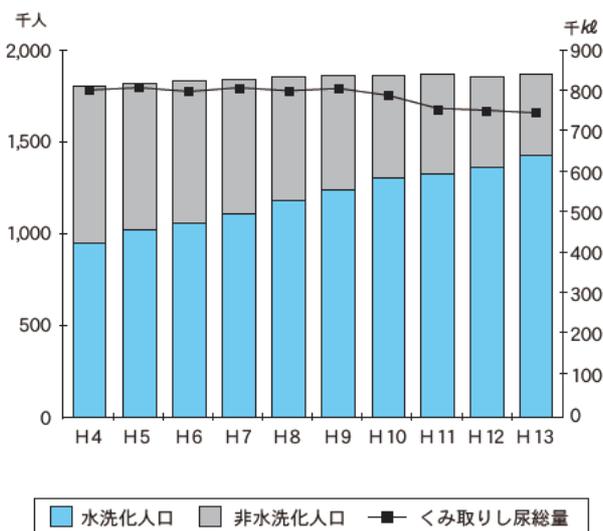


図1-2-4 くみ取りし尿総量及び水洗化・非水洗化人口の推移

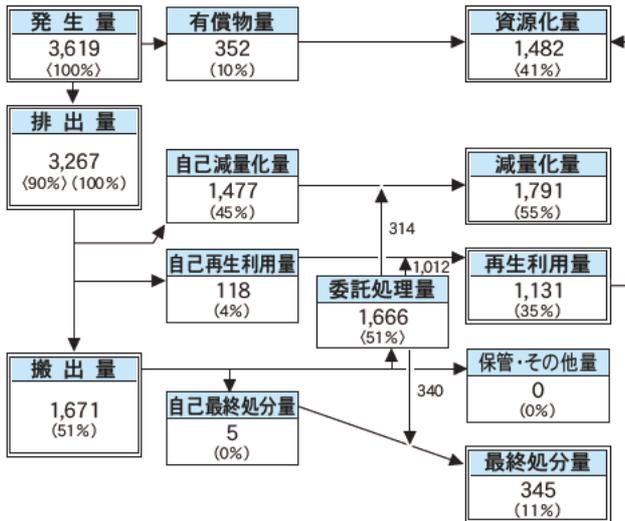


1-3 産業廃棄物の状況

県では、おおむね5年毎に産業廃棄物に関する実態調査を行っています。

平成12（2000）年度の1年間に三重県内で発生した産業廃棄物は3,619千トンで、その処理状況の概要は図1-2-5のとおりとなっています。

図1 2 5 発生及び処理状況の概要（平成12年度）

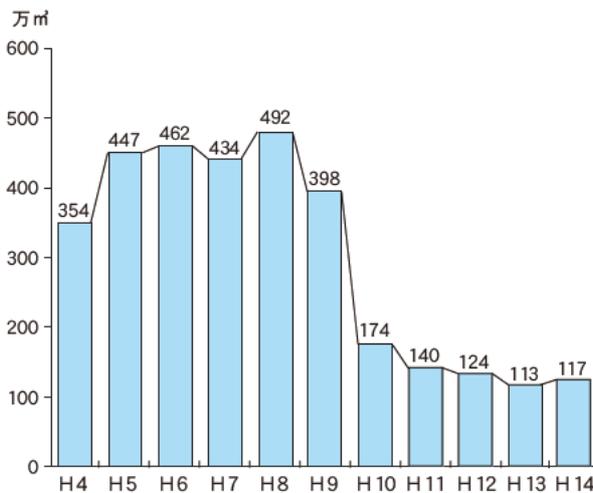


（単位：千t／年）

（注）千トン未満を四捨五入しているため、総数と個々の合計とは致しないものがあります。

また、産業廃棄物最終処分場の残余容量の推移は図1-2-6のとおりです。

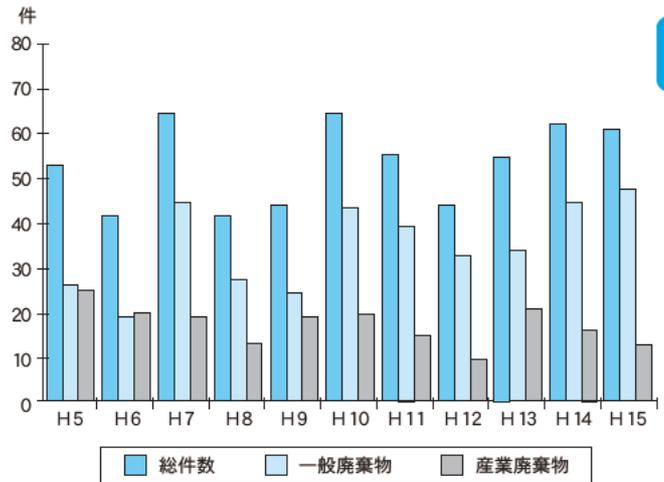
図1 2 6 最終処分場の残余容量の推移



不法投棄・不適正処理の状況を公害事犯に関する検挙件数で見ると、その推移は図1-2-7のとおりであり、近年の産業廃棄物に係る検挙件数は10~30件の間で推移しています。

なお、平成15（2003）年の産業廃棄物の不法投棄に関する検挙件数は13件でした。

図1 2 7 廃棄物の不法投棄・不適正処理に係る検挙件数の推移

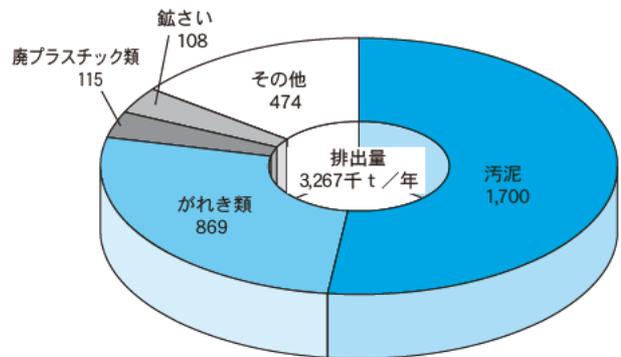


(1) 種類別の排出状況

排出量を種類別にみると、汚泥（52%）が最も多く、次いでがれき類（27%）となっており、この2種類で全体の79%を占めています。

なお、汚泥は排出される時点においては多量ですが、脱水、乾燥、焼却等の処理により大幅に減量されます。このため、搬出量で見るとがれき類が最も多くなります。

図1 2 8 種類別の排出量（平成12年度）



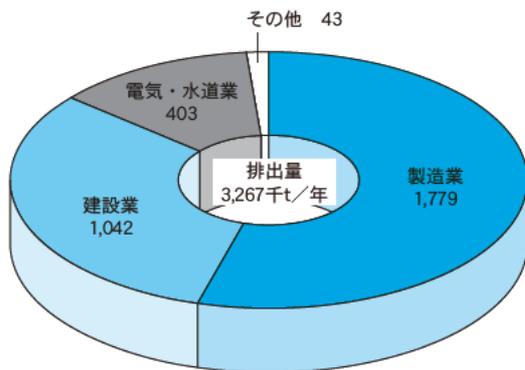
(2) 業種別の排出状況

排出量を業種別にみると、製造業（54%）が最も多く、次いで建設業（32%）、電気・水道業（12%）となっており、この3業種で全体の99%を占めています。

なお、製造業からの汚泥は、自己中間処理により大幅に減量されるため、搬出量で見ると建設業が最も多い業種となります。

また、同様に電気・水道業（特に下水道業）は、排出される汚泥のほとんどが脱水等により減量されるため、排出量では全体の12%を占めますが、搬出量で見ると全体の3%となります。

図 1 2 9 業種別の排出量（平成12年度）



- ・資源化率 40%（平成12年度 16.9%）
- ・最終処分量 95千t
（平成12年度 193千t比 51%減量）

産業廃棄物

- ・排出量 3,650千t
（平成12年度3,267千tに対して増加を12%に抑制）
- ・再生利用率 42%（平成12年度35%）
- ・最終処分量 170千t
（平成12年度345千tに対して半減）

2 三重県廃棄物処理計画の推進

2-1 廃棄物処理計画の策定

平成12（2000）年の廃棄物処理法の改正で、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた廃棄物全体の減量その他適正な処理を推進するため、都道府県が「廃棄物処理計画」を定めることとされました。

県では、既に平成9（1997）年に「廃棄物総合対策」を策定し、一般廃棄物と産業廃棄物を通じた適正処理のための施策を推進してきましたが、その後の廃棄物を取り巻く実態の変化や廃棄物処理法改正の趣旨を踏まえ、廃棄物の排出抑制、再生利用など減量化を促進し、また、不適正な処理を防止することにより循環型社会を構築するとともに、社会経済情勢の変化に適切に対応し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展を確保するため、平成16（2004）年3月30日に「三重県廃棄物処理計画」を策定しました。

本計画では、計画の基本目標として、

- 1 環境経営の推進による社会基盤の充実
- 2 持続可能な資源循環の実現
- 3 安全・安心な廃棄物処理の確立

の3つを掲げるとともに、廃棄物の減量・適正処理に関する数値目標を定め、この目標達成のために県民、事業者、市町村、県それぞれが自己の責任と役割を自覚し、主体的にあるいは互いに連携、協働して取り組みを行うこととしています。

計画の目標値（平成22年度）

一般廃棄物

- ・1人1日当たり排出量 910g
（平成12年度 1,150g比 21%減量）
- ・総排出量 610千トン
（平成12年度 779千トン比 22%減量）

3 発生抑制とリサイクルの推進

3-1 リサイクルの状況

(1) 一般廃棄物の状況

一般廃棄物のリサイクルは、全国的に産業廃棄物と比較して大幅に遅れています。三重県においても、資源化率は近年、徐々に伸びてはいるものの、平成13（2001）年度で14.8%（県内全市町村のごみ資源化量116,696t／処理施設で行うごみ総排出量786,340t）に過ぎず、集団回収による資源化量（29,904t）を加えたリサイクル率でみても18.0%にとどまっています。

また、平成9（1997）年4月から缶類、びん類、ペットボトル等7品目を対象に施行され、平成12（2000）年4月から本格施行された「容器包装リサイクル法」に基づく県内市町村の分別収集促進計画の策定状況は表1-2-1のとおりです。

表 1 2 1 分別収集促進計画による年度別取組予定市町村数

項 目	第1期		第2期		第3期		
	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17
無 色 ガ ラ ス	49	56	64	65	68	68	68
茶 色 ガ ラ ス	54	58	64	65	68	68	68
そ の 他 ガ ラ ス	49	56	64	65	67	67	67
ペ ッ ト ボ ト ル	33	57	65	67	69	69	69
その他の紙型容器包装		34	39	44	63	64	66
その他プラスチック製容器包装類		41	46	57	60	62	69
うち白色トレイ		32	36	47	54	54	61
鋼 製 の 容 器 包 装	57	67	68	68	69	69	69
アルミニウム製の容器包装	57	68	69	69	69	69	69
紙 パ ッ ク	32	57	58	64	67	67	68
段 ボ ル 類		57	58	63	69	69	69

表 1 2 2 容器包装分別収集実施市町村数及び収集量

品 目	平成13(2001)年度		平成14(2002)年度	
	市町村数	収集量(t)	市町村数	収集量(t)
無色ガラスびん	60	4,634	62	4,795
茶色ガラスびん	59	4,719	62	4,690
その他ガラスびん	61	3,228	61	3,453
ペットボトル	63	2,155	65	2,399
スチル缶	58	7,820	64	8,513
アルミ缶	59	1,742	64	1,729
飲料用紙パック	36	238	41	239
その他プラスチック製容器包装	26	1,409	28	1,819
白色トレイ	16	85	18	94
その他の紙製容器包装	11	2,828	12	3,325
段ボール	44	9,531	48	19,402

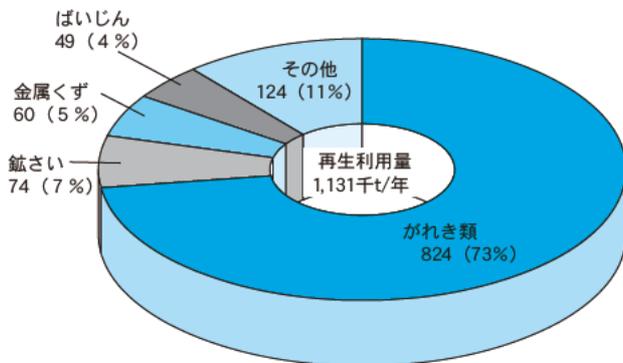
(2) 産業廃棄物の状況

再生利用量は1,131千トン／年となっており、総排出量の35%を占めています。

種類別にみると、がれき類（73%）が最も多く、以下、鉱さい（7%）、金属くず（5%）等となっています。

再生利用量は自己中間処理後再生利用量29千トン／年、委託中間処理後再生利用量1,012千トン／年、自己未処理自己再生利用量89千トン／年に区分されます。

図 1 2 11 種類別の再生利用量（平成12年度）



3-2 ごみの減量化とリサイクルの推進

(1) ごみの減量化とリサイクルの推進

ア 民間において実践経験のある環境技術専門員を配置し、産業廃棄物適正管理推進マニュアル・自主情報公開ガイドラインに基づき、産業廃棄物多量排出事業者に対して適正管理計画書の策定や自主情報公開について指導しました。対象となる事業者の拡大を図った結果、平成14(2002)年度末現在で、自主公開事業者数は32増え2,351社(公開率は91%)となりました。

イ 容器包装リサイクル法に基づく市町村の第3期分別収集計画(計画期間:平成15(2003)年度から19(2007)年度)の推進を行いました。

ウ 生ごみの減量化及び廃食用油の再生利用を促進し、地域循環社会の構築を図るため、生ごみ堆肥化システム及び廃食用油リサイクルシステムを導入した8市町村に対し補助を行いました。

エ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づき製品認定を進め、平成16(2004)年3月末までに74製品を認定しました。

(2) RDF化の推進

ごみ処理の広域化と未利用エネルギーの有効利用を図るため、可燃性ごみを固形燃料(RDF)化して有効利用するRDF化を市町村と連携して進めました。

表 1 2 3 RDF化施設整備状況

市町村等	規模	整備期間	稼働年度
海山町	20 t / 日	9～10年度	11年度
香肌奥伊勢資源化広域連合	44 t / 日	11～12年度	13年度
桑名広域清掃事業組合	230 t / 日	11～14年度	14年度
上野市ほか4か町村環境衛生組合	135 t / 日	12～14年度	14年度
南牟婁清掃施設組合	23 t / 日	12～14年度	14年度
浜島町	12 t / 日	13～14年度	14年度
紀伊長島町	21 t / 日	13～14年度	14年度

(3) 産業廃棄物の再資源化に関する調査研究

(第5章-第3節-1-1 科学技術振興センターにおける調査研究の推進を参照)

(4) 環境保全型畜産の推進

家畜ふんは、堆肥化により有機質肥料、土壌改良材として有効利用できることから、堆肥の生産、利用を拡大するため、発酵処理施設等家畜ふん尿処理施設の整備を促進しました。

また、地域と調和した畜産経営の健全な発展を図るための基礎調査として「環境保全型畜産確立指導事業実態調査」を実施しました。

(5) 公共事業における再生利用の推進

公共工事の実施にあたり、建設廃棄物の発生量の抑制・適正処理とともに再利用を中心とする適切な循環・処理系を形成することが求められています。

このため、三重県では生活創造圏単位に建設副産物対策地区連絡協議会を設置し、啓発、情報交

表 1 2 5 環境保全型畜産確立指導事業実態調査（畜産に起因する環境問題発生件数）（平成15年度）（単位：戸数）

区分 畜産	畜産環境問題の種類								計
	水質汚濁	悪臭発生	害虫発生	水質汚濁 と 悪臭発生	水質汚濁 と 害虫発生	悪臭発生 と 害虫発生	水質汚濁 悪臭発生 害虫発生	その他	
豚	6	4	0	3	0	0	0	0	13
採卵鶏	2	6	3	2	0	2	0	0	15
ブロイラー	0	0	0	0	0	0	0	0	0
乳用牛	6	11	2	3	0	0	1	1	24
肉用牛	0	0	1	1	0	0	0	0	2
計	14	21	6	9	0	2	1	1	54

表 1 2 6 補助事業による家畜ふん尿処理施設整備状況（平成15年度）（単位：地域数）

事業名	総事業費(千円)	堆肥舎	発酵処理	乾燥処理	浄化処理	畜舎	その他	備考
資源循環型畜産確立対策事業	139,486	1					4	

表 1 2 7 環境保全型畜産確立のための普及啓発活動

事業名	内容	実施年月	概要
環境保全型畜産確立指導事業	環境保全型畜産確立対策資料の配付	平成16年3月	実態調査結果、処理技術等の資料

換を行い、再生砕石、再生アスファルト等の利用を推進しました。

4 適正処理の推進

4-1 一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 一般廃棄物処理施設の状況

ア ごみ処理施設

平成13（2001）年度末におけるごみ処理施設は、8市13町1村9事務組合・広域連合に36施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は2,694.1t／日です。

イ 粗大ごみ処理施設

平成13（2001）年度末における粗大ごみ処理施設は、5市4町5事務組合に14施設（休廃止施設を除く）が設置されており、県全体の処理能力合計は479t／日です。

ウ 埋立処分地施設

平成13（2001）年度末における埋立処分地施設は、9市25町1村4事務組合に40施設（残余容量のない施設を除く）が設置されており、埋立地面積1,063,284㎡、全体容量6,988,843㎡です。残余容量は2,529,235㎡となっており、その残余年数は、年間埋立量257,640㎡から推定すると約10年分となっています。

(2) ごみの収集及び処理の状況

ア 収集形態

ごみの収集運搬業務の内訳は、市町村（事務組合を含む。）の直営または委託が510,816t／年と収集量全体の74.1%を占め、残りの178,791t／年が許可業者となっています。

イ 処理形態

平成13（2001）年度のごみ排出量は785,344t／年で、平成12（2000）年度に比べて5,925t／年（1.7%）増加しています。ごみ処理の内訳は直接焼却が546,602t／年（69.5%）、直接埋立が90,705t／年（11.5%）、直接資源化が79,592t／年（10.1%）などとなっています。

第1章

循環を基調とした持続的発展が可能な社会の構築

12節

● 廃棄物の適正な管理

表 1 2 8 ごみ処理施設数等 (平成13年度末)

施設種別	焼却処理施設			高 速 堆肥化 施設	ご み 燃料化 施設	合 計
	全連続	准連続	バッチ			
施設数	8	3	22	1	2	36
処理能力 (t/日)	1,770	360	500	0.1	64	2,694.1

表 1 2 9 粗大ごみ処理施設数等 (平成13年度末)

施設種別	破碎施設	圧縮施設	併用施設	計
施設数	6	2	6	14
施設能力 (t/日)	265	45	169	479

表 1 2 10 埋立処分地施設数 (平成13年度末)

施設種別	山間	平地	計
施設数	29	11	40
全体容量 (m ³)	6,349,717	639,126	6,988,843
残余容量 (m ³)	2,434,849	94,386	2,529,235

表 1 2 11 ごみの収集形態 (平成13年度末)

区分		収集量	比率 (%)
市町村・組合 による収集	直営	330,860 t/年	48.0
	委託	179,956 t/年	26.1
	小計	510,816 t/年	74.1
許可業者による集計		178,791 t/年	25.9
合計		689,607 t/年	

(3) 一般廃棄物処理施設の整備促進

県では、市町村や一部事務組合が行う一般廃棄物処理施設のダイオキシン対策等の整備を促進するとともに、一般廃棄物処理計画の策定を奨め、処理計画に基づく廃棄物処理事業の運営、管理に向けての助言を行い、適正な処理を推進しました。

4-2 産業廃棄物の適正処理の推進

(1) 産業廃棄物処理施設の状況

三重県における産業廃棄物処理施設は550施設あり、北勢地域に多く立地しており、処理種別では、汚泥の脱水施設やがれき類等の破碎施設が多く、最終処分場は安定型、管理型を合わせて24施設となっています。

表 1 2 12 産業廃棄物処理施設の地域別設置状況

(平成16年3月31日現在)

県 民 局 名	設 置 数	
	中間処理施設	最終処分場
北 勢 (桑名)	83 (78)	2
北 勢 (四日市)	126 (125)	8
北 勢 (鈴鹿)	61 (61)	3
津	69 (62)	2
松 阪	35 (31)	3
南 勢 志 摩	58 (55)	1
伊 賀	62 (54)	5
紀 北	18 (12)	0
紀 南	14 (14)	0
計	526 (492)	24

注1) 設置数欄の () 内は、現在稼働中の施設を示します。

2) 最終処分場の設置数は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた施設のうち、埋め立て中のものを示します。

表 1 2 13 産業廃棄物処理施設の種別設置状況

・中間処理施設 (平成16年3月31日現在)

		種 類	設 置 数
中 間 処 理 施 設	汚泥の脱水施設	汚泥の脱水施設	257 (253)
		汚泥の乾燥施設	19 (18)
		廃油の油水分離施設	12 (11)
		廃酸・廃アルカリの中和施設	6 (6)
	破碎施設	廃プラスチック類の破碎施設	31 (25)
		がれき類等の破碎施設	141 (138)
		混合破碎施設	8 (7)
		小 計	180 (170)
	焼却施設	汚泥の焼却施設	1 (1)
		廃油の焼却施設	2 (2)
廃プラスチック類の焼却施設		15 (6)	
木くず等の焼却施設		10 (5)	
混合焼却施設		23 (19)	
小 計	51 (33)		
		廃 P C B の分解施設	1 (1)
		計	526 (492)

注1) 混合 (破碎・焼却) 施設とは、複数の種類の産業廃棄物を処理できる施設をいいます。

2) 設置数欄の () 内は、現在稼働中の施設を示します。

・最終処分場 (平成16年3月31日現在)

種 類	設 置 数
遮断型最終処分場	—
安定型最終処分場	15
管理型最終処分場	9
計	24

注) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けた最終処分場のうち、埋め立て中の施設を示します。

(2) 下水道汚泥処理システムの整備

平成15（2003）年度末に県内で稼働中の下水処理施設は、流域下水道の4処理場を含めて34処理場があり、その汚泥発生量は、脱水ケーキベースで約45千t／年です。その内、66％にあたる29.6千t／年は緑農地への利用、土壌改良材、セメント原料に有効利用しました。

(3) 浄水場の汚泥の有効利用

平成15（2003）年度に、企業庁の10浄水場において、浄水処理に伴い発生した汚泥は、約3,200㎡であり、その内700㎡を園芸用培土として、1,100㎡をグランド改良材の原材料として売却し有効利用しました。

(4) 公共事業に伴い発生する廃棄物の適正処理の推進

建設廃棄物の排出量の増加は著しく、最終処分場の不足とも相まって、その処分が困難になっています。

また、不法投棄のおよそ70％は建設廃棄物であるといわれています。

このため、県や市町村などの公共工事発注機関は発生量の抑制・再利用を推進するとともに、適正処理の徹底を図りました。

(5) PCB廃棄物の適正処理の推進

PCB廃棄物を保管している者は、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法によって毎年、県に対しての届出が義務付けられており、平成15（2003）年度には784事業場から届出がありました。

表 1 2 14 PCB廃棄物保管届出状況
(平成15年度届出分)

PCB廃棄物の種類	事業場数	数 量
高圧コンデンサ	659	6,786台
低圧コンデンサ	54	6,833台
高圧トランス	41	333台
低圧トランス	7	42台
安定器	207	61,591台 15㎡ 790kg 85缶・箱
上記以外	60	廃油 72㎡、989 t 汚染布 0.4㎡、13缶・箱 その他機器 804台、12缶・箱 その他 103.6㎡、2.3 t、30点

※事業場数は種類・単位ごとにカウントしています。
 ※「安定器」は、主として事務用の蛍光灯に用いられていたものです。
 ※「その他機器」には、コイル、整流器、「その他」には、汚染汚泥、ノカボン紙などが含まれています。
 ※上記以外に、中部電力㈱が絶縁油を除去した柱上トランス30,860台を保管しています。

4-3 廃棄物処理センターによる適正処理の推進

(1) 廃棄物処理センターの整備

ダイオキシン類対策をはじめとした廃棄物の適正処理を推進するため、廃棄物処理センター事業を推進し、市町村の焼却残さを広域的に処理するとともに産業廃棄物を公共関与で処理する施設の整備に努めました。

平成14（2002）年度には、ガス化熔融処理施設の建設工事を進め、12月に施設の本格稼働に至り、最終処分場についても諸手続きを進めました。

5 不法投棄・不適正処理の防止対策の推進

5-1 監視・指導の強化

(1) 不法投棄の状況

大部分の産業廃棄物は、排出事業者自ら又は許可業者への委託により、適正に処理されていますが、一部の排出事業者や、無許可業者による不法投棄があつとを絶ちません。なお、三重県における平成15（2003）年の産業廃棄物の不法投棄等の検挙件数は13件となっています。

また、一般廃棄物の不法投棄も、産業廃棄物に比べると個々の量は少ないものの、道路、河川、山林等で発生しています。

(2) 廃棄物の苦情等の状況

廃棄物にかかる苦情発生状況は、表1-2-15及び表1-2-16に示すとおりであり、苦情の内容については野外焼却行為をはじめとする大気汚染及び悪臭に関するものが多くなっています。

表 1 2 15 廃棄物に係る苦情発生件数
(平成11～15年度)

発生源 年度	ごみ処理場	し尿処理場	産業廃棄物	計
H11	3	—	297	300
H12	—	—	267	267
H13	1	—	328	329
H14	3	—	245	248
H15	—	—	238	238

表 1 2 16 平成15年度における廃棄物に係る苦情発生内容（計のカッコ内は平成14年度）

発生源原因	大気汚染	水質汚染	悪臭	ねずみ、昆虫	騒音	その他	計
ごみ処理場	— (1)	— (1)	—	—	—	— (1)	— (3)
し尿処理場	—	—	—	—	—	—	—
産業廃棄物	104 (108)	9 (13)	16 (22)	—	— (1)	109 (92)	238 (236)
計	104 (109)	9 (14)	16 (22)	—	— (1)	109 (93)	238 (239)

(3) 廃棄物処理施設等における不適正処理の状況

平成15（2003）年度の廃棄物処理施設等への立入検査の実施状況は表1-2-17に示すとおりであり、違反発生件数は1,255件で、前年度よりやや減少しました。うち産業廃棄物に関する違反は1,255件あり、その違反内容の大部分は、処理基準違反、保管基準違反、処理施設の維持管理基準違反、不法投棄、野外焼却行為等です。

表 1 2 17 平成15年度の立入検査実施状況（計のカッコ内は平成14年度）

検査対象	立入検査件数	違反発生件数	措置					
			改善命令措置命令	停止命令取消処分	始末書提出	告発	文書指導	その他
般廃棄物処理施設	57							
産業廃棄物排出事業所	1,530	627			13		35	579
産業廃棄物処理業者	940	360	2	2	3		12	341
その他	958	268			1		5	262
計	3,485 (3,558)	1,255 (1,405)	2 (2)	2 (3)	17 (31)		52 (42)	1,182 (1,325)

(4) 監視・指導の強化

ア 廃棄物の不法投棄や不適正処理を防止するため、排出事業者、処理業者への立ち入り検査及び監視、指導を強化しました。

イ 不適正処理の早期発見、早期解決を図るため、廃棄物ダイヤル110番に加え、廃棄物FAX110番を開設しており、不法投棄等の通報を受け付けています。平成15（2003）年度の廃棄物ダイヤル110番への通報内訳は図1-2-12のとおりであり、通報件数は191件で、野外焼却、不法投棄に関するものが58%を占めていま

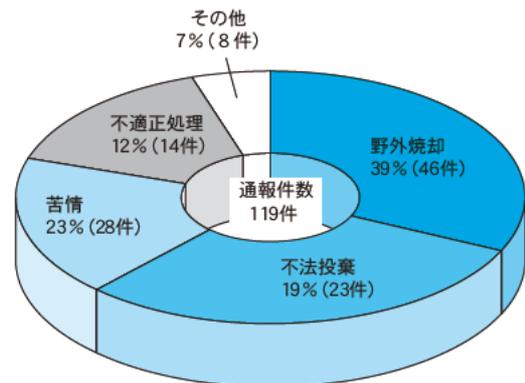
た。

ウ 排出事業者、処理業者に対して、法令の遵守や施設の維持管理の改善の指導を行うとともに、産業廃棄物の発生から処理処分に至るまでの移動管理を行うマニフェストの作成・保管の徹底を指導しました。

エ 県境付近で岐阜県、滋賀県等との共同によるほか、愛知、岐阜、三重、名古屋市の三県一市でも産業廃棄物運搬車両の路上検査を実施し、廃棄物の積載状況、搬入先等を確認するとともに、廃棄物の適正処理について指導、啓発を行いました。

オ 桑名市五反田地内における産業廃棄物の不法投棄について、生活環境保全上の支障を除去するため、平成13（2001）年6月8日、行政代執行に着手し、環境汚染の修復を行っています。

図 1 2 12 廃棄物ダイヤル110番通報内訳（平成15年4月～平成16年3月）



5-2 清潔で美しい三重づくりの推進

(1) 道路、河川等の清掃

快適で安全な道路環境の確保及び河川・海岸等の美化を図るため、道路敷の除草、ゴミ、空き缶等の清掃及び河川敷の除草や海岸等の流木処理、清掃を行いました。

また、道路、河川、海岸等の美化活動の推進を図るため、ボランティア団体等に作業用物品の提供等の支援を行っており、平成15（2003）年度の実績は、道路関係で158団体、河川関係で120団体、海岸等の関係で53団体となっています。

平成11（1999）年度からは、地域住民に道路の一定区間の除草、ゴミ拾い等の世話を願う「ふれあいの道事業」を実施しており、37団体（平成15（2003）年度実績）の団体が活動を行いました。

6 し尿処理体制の整備の推進

世界的にも廃棄物の海洋投入処分は縮小又は禁止に向っていることを踏まえ、わが国においても、平成14年1月に廃棄物処理法施行令の一部改正がなされ、平成14（2002）年2月1日からし尿等の海洋投入処分が禁止となり、現在、し尿等の海洋投入処分を行っている者については、施行日から5年間の猶予が設けられました。

平成15（2003）年度は、し尿を海洋投入処分している1市4事務組合2広域連合に対して、し尿の海洋投入の解消に向けた指導を行いました。

また、下水道整備、生活排水処理施設の整備に伴い、一般廃棄物処理業者が受ける影響の緩和と適切な一般廃棄物処理事業の遂行がなされるよう、市町村における合理化事業計画の策定等について市町村に対する助言を行いました。